

～身体障害者手帳の申請【持ち物】～

①新規申請の場合

- 身体障害者手帳交付申請書（再交付の場合は、身体障害者再交付申請書）
- 対象者本人の個人番号がわかるもの（個人番号カードまたは通知カード等）
- 写真 縦4cm×横3cm（新規：2枚，再交付：1枚）
- 対象者本人の身分証明書

※顔写真付きの場合は1種類，顔写真がない場合は2種類必要です。代理申請の場合は不要です。

②身体障害者診断書・意見書

※診断書を記載できる医師は県で指定されているため，病院で確認をしてください。

※診断書の有効期間は，原則診断日から3ヶ月以内です。

②再交付の場合 ①に加えて

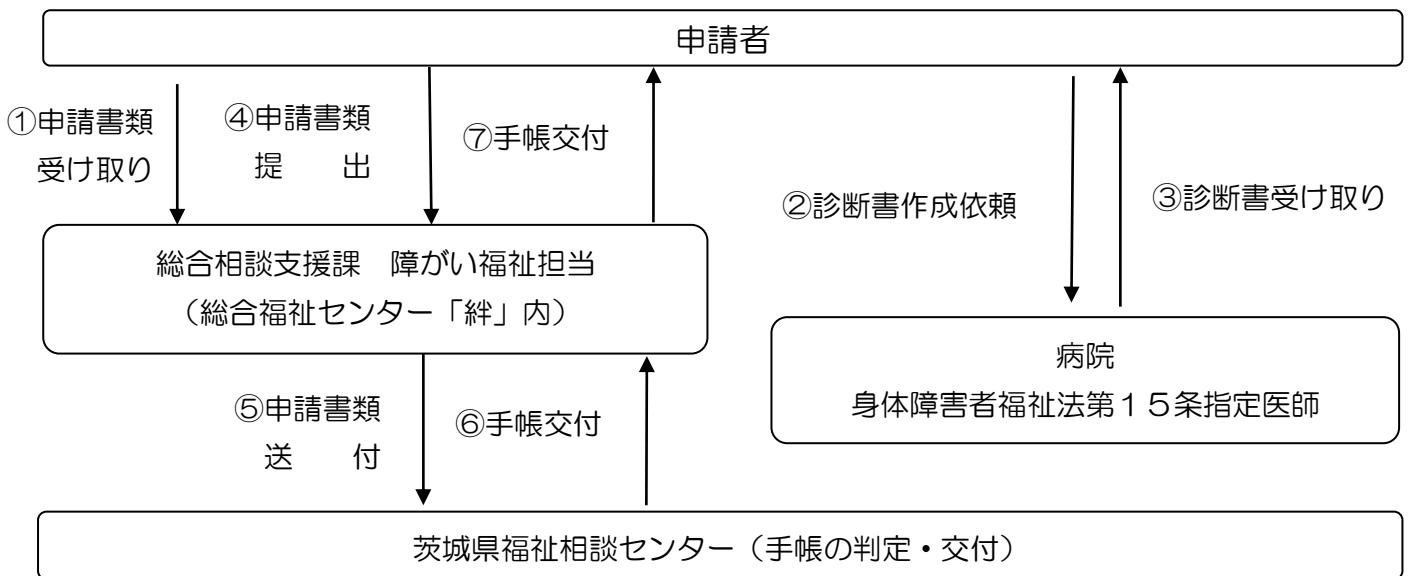
- 現在お持ちの身体障害者手帳
- 事実申立書（紛失した場合）

③代理申請の場合 ①又は②に加えて

- 委任状
- 代理人の身分証明書

※顔写真付きの場合は1種類，顔写真がない場合は2種類必要です。

～身体障害者手帳申請の流れ～



- ① 総合相談支援課で申請書類を受け取る。
- ② 病院で身体障害者福祉法第15条指定医師に診断書の作成を依頼する。
- ③ 病院から診断書を受け取る。
- ④ 申請書類を総合相談支援課へ提出する。
- ⑤ 総合相談支援課から茨城県福祉相談センターへ申請書類を送付する。
- ⑥ 約2ヶ月後，茨城県福祉相談センターから総合相談支援課に手帳が届く。
- ⑦ 総合相談支援課から申請者へ手帳を交付する。

※診断書の内容によっては，病院への照会，審議会諮問の場合があります。その際は，更にお時間をいただきます。

身体障害者手帳用の写真について



1 写真の規格

たて4cm×よこ3cm（裏面に市町村・氏名を記入）

2 写真は脱帽して上半身を撮影したもの。

申請時から一年以内に撮影したもの。

身体障害者手帳は証明書にもなりますので、本人と確認のできるもの。

3 診断書や申請書へ写真を添付する場合の糊付けは上部のみ。（写真の裏面全体への糊付けはしないで下さい。）貼らずにお持ちいただいても結構です。

4 スカーフ・サングラス等着用のものや、全身を写したスナップ写真は不可。

ポラロイド写真（裏側がプラスチック）は不可。

5 デジタルカメラによる撮影

画像が鮮明であること。

自宅等でのプリンターによる印刷は不可。データをカメラ店等でデジタルプリントしたものは可。

※ 提出された写真が手帳用写真として適当でない場合は、**再提出**となりますのでご注意ください。

※ 特別な事情がある方はご相談ください。

番号確認と身元確認について

●平成 28 年 1 月 1 日から、行政手続きの際に個人番号（マイナンバー）の提示が義務付けられたことにより、申請の際に個人番号カード等で「番号確認」と「身元確認」をさせていただきます。

●個人番号カードを持っていない方（通知カードのみの方）

身元確認が必要となりますので、**運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・身体障害者手帳等**を御持参ください。

※身元確認に写真等が無い書類を提出の場合（健康保険被保険者証など）、2つ以上の書類での確認が必要となります。

●代理人の方が申請される場合

委任状、代理人の本人確認（運転免許証等）、申請者本人の個人番号が分かるもの（通知カード等）が必要となります。